

回数券付替システムを利用したサービス間における同一のE T Cカードでの重複利用に関する特約

(通則)

第1条 阪神高速道路株式会社(以下「当社」といいます。)が運用する回数券付替システムを利用した回数券付替サービスをはじめとした各種サービス(以下「回数券付替Sサービス」といいます。)において、複数の回数券付替Sサービスを同一のE T Cカードで重複して利用(以下「重複利用」といいます。)する場合のユーザー登録その他の取扱いについては、重複利用する回数券付替Sサービス(以下「重複サービス」といいます。)の規約又は約款(以下「規約等」といいます。)に定めるほか、この特約によります。

(ユーザー登録の取扱い)

第2条 回数券付替Sサービスのうちいずれかのサービスに既にユーザー登録し利用しているユーザー登録者(このユーザー登録者が既に利用しているサービスを以下本条において「既利用サービス」といいます。)が、新たに別の回数券付替Sサービス(以下本条において「新規申込みサービス」といいます。)を利用しようとする場合における取扱いは次の各号に定めるとおりとします。

- 一 既利用サービスがユーザー登録の後に阪神高速道路のE T C通行分の付替・付与・還元等(以下「付替」といいます。)の申込みが必要なサービス(以下「付替申込み必要サービス」といいます。)であり、かつ、新規申込みサービスも付替申込み必要サービスである場合は、新規申込みサービスの規約等の規定にかかわらず、新規申込みサービスの規約等の規定による付替の申込みを行うことをもって、新規申込みサービスのユーザー登録を申し込んだものとみなします。
- 二 既利用サービスがユーザー登録の後にユーザーからの付替の申込みが必要でないサービスであり、かつ、新規申込みサービスが付替申込み必要サービスである場合についても、前号と同様の取扱いとします。
- 三 前二号に定める以外の場合、既利用サービスのユーザー登録者は、新規申込みサービスの規約等の規定による新規申込みサービスのユーザー登録の申込みを行うものとします。
- 2 既利用サービスのユーザー登録者は、前項各号に定める申込みの際には、既利用サービスにおいて登録済みのユーザーID(以下「登録済みID」といいます。)を必ず申し出るものとします。
- 3 前項の場合、新規申込みサービスにおいても既利用サービスにおける登録済みID及びパスワードを共通利用します。
- 4 前3項に定める以外の方法で、同一のE T Cカードを複数の回数券付替Sサービスに登録することはできません。

(付替額の上限の特例)

第3条 重複サービスの規約等の規定による付替は、重複サービスの規約等の規定による付替額・付与額・還元額等(以下「付替額」といいます。)の合計額から対応する利用済の付替額の合計額を控除した額が950万円を超えない範囲で行うことができます。

(付替額の間引き去り順)

第4条 当社は、重複サービスのユーザー登録者が、阪神高速道路の料金徴収施設において、登録カードをETCシステム利用規程に定める方法で使用した場合で、当該登録者に係る複数の重複サービスの付替額の残高があるときは、付替額の残高から下表の順に通行料金を引き去ります。

順	付替額名称
1	阪神高速ETCポケットサービス規約に基づく付替額のうち、阪神高速 会社設立10周年記念ETCポイントプレゼントに係る付替額
2	阪神高速ETCポケットサービス規約に基づく付替額のうち、会社設立5周年阪神高速ETCポイントプレゼントキャンペーンに係る付替額
3	スルーウェイ 阪神高速ETC走行ポイントサービス規約に基づく付替額
4	路外パーキングサービス利用規約に基づく還元額
5	回数券付替サービス約款に基づく付替額

(残高の照会の特例)

第5条 重複サービスの規約等の規定により確認できる付替額の残高については、重複サービスの規約等の規定にかかわらず、重複サービスの付替額の残高を合算した額とします。ただし、毎月末時点における残高に限り、インターネット及び電話(オペレーターが対応します。)により、重複サービス毎の付替額の残高をその翌月中旬以降に確認することができます。

(利用明細の特例)

第6条 重複サービスの規約等の規定により照会することができる利用明細については、重複サービス毎の利用について区分せず利用明細を表示します。

(利用停止等の取扱い)

第7条 重複サービスのユーザー登録者が、重複サービスのうちいずれかのサービス(以下「一重複サービス」といいます。)の規約等の規定により当該一重複サービスの付替額の利用を停止した場合又は利用の停止を解除した場合は、当該一重複サービス以外の重複サービス(以下「他の重複サービス」といいます。)の付替額の利用も停止され、又は利用の停止も解除されます。

(登録カード変更の取扱い)

第8条 重複サービスのユーザー登録者から、一重複サービスの規約等の規定により登録カードの変更の申し出があった場合において、変更後の登録カードが他の重複サービスの規約等の規定に全て該当するETCカードであるときは、当該他の重複サービスの規約等の規定にかかわらず、当該他の重複サービスの登録カードについても変更の申し出があったものとみなします。なお、この場合にあっては、申し出があったサービスに係らず、重複サービスのうちいずれかの規約等の規定による変更日の通知をもって、重

複サービス全ての変更日の通知があったものとみなします。

- 2 重複サービスのユーザー登録者から、一重複サービスの規約等の規定により登録カードの変更の申し出があった場合において、変更後の登録カードが他の重複サービスの一部又は全部の規約等の規定に該当しないETCカードであるときの取扱いは次の各号に定めるとおりとします。
 - 一 変更後の登録カードが他の重複サービスの一部又は全部の規約等の規定に該当しないETCカードである場合、該当しない当該他の重複サービスについてのみ、該当しない当該他の重複サービスの規約等の規定によるユーザー登録の解約の申し出があったものとみなします。なお、この場合にあっては、申し出があったサービスに関係なく、重複サービスのうちいずれかの規約等の規定による解約結果の通知をもって、解約となる重複サービス全ての解約結果の通知があったものとみなします。ただし、インターネットの照会画面上等においては、付替額の残高が0となった状態で、解約となった重複サービスの名称が残ることがあります。
 - 二 変更後の登録カードが他の重複サービスの一部の規約等の規定に該当するETCカードである場合、該当する当該他の重複サービスについては、前項のとおり取扱うものとします。

(パスワード変更の取扱い)

第9条 重複サービスのユーザー登録者から、一重複サービスの規約等の規定によりパスワードの変更の申し出があった場合は、他の重複サービスの規約等の規定により他の重複サービスのパスワードについても変更の申し出があったものとみなします。

(登録の失効の取扱い)

- 第10条 一重複サービスにおいて付替額の残高がある場合は、重複サービスの規約等の規定にかかわらず、他の重複サービスにおいても付替額の残高がある状態であるものとみなします。
- 2 重複サービスの全部又は一部に付替額の残高がある状態において、重複サービスのうちいずれかのサービスにおいても730日間に1度も付替額の利用がなく、かつ、新たな付替の申込みがない場合は、重複サービスの規約等の規定にかかわらず、重複サービスのうちいずれかの規約等の規定によりユーザー登録者に重複サービスのユーザー登録の失効を予告するものとし、失効の予告後、90日を経過しても付替額の利用又は新たな付替の申込みがない場合、重複サービスのユーザー登録は全て失効するものとします。
 - 3 重複サービスの規約等の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項に該当する場合、ユーザー登録者に予告することなく直ちに全ての重複サービスのユーザー登録は失効し、以後の登録カードによる通行料金の支払いは、ETCマイレージサービスにおける還元額、「ハイカ・前払」残高管理サービスにおける前払金又はクレジットカード会社若しくは当社からの請求により行われるものとします。
 - 一 付替額の残高がない状態が730日間継続した場合
 - 二 重複サービスのユーザー登録者がETCシステム又はいずれかの重複サービスの不正な利用を行い、重複サービスのうちいずれかの規約等の規定によりユーザー登録者にユーザー登録の失効の通知が行われた場合

- 4 前2項の規定により重複サービスのユーザー登録が失効した後は、当該ユーザー登録に登録されている登録カードでは、付替額の残高を利用することはできません。

(解約の取扱い)

第11条 重複サービスのユーザー登録者から、一重複サービスの規約等の規定により解約の申し出があった場合は、他の重複サービスの規約等の規定により当該他の重複サービスについてもユーザー登録の解約の申し出があったものとみなします。なお、この場合にあつては、申し出があったサービスに関係なく、重複サービスのうちいずれかの規約等の規定による解約結果の通知をもって、重複サービス全ての解約結果の通知があったものとみなします。

- 2 重複サービスのユーザー登録者が、重複サービスのうち解約するサービスを特定したうえで、一重複サービスの規約等の規定により解約を申し出た場合は、ユーザー登録者が解約を特定した他の重複サービスの規約等の規定により、当該他の重複サービスについてもユーザー登録の解約の申し出があったものとみなします。なお、この場合にあつては、申し出があったサービスに関係なく、重複サービスのうちいずれかの規約等の規定による解約結果の通知をもって、解約となる重複サービス全ての解約結果の通知があったものとみなします。ただし、インターネットの照会画面上等においては、付替額の残高が0となった状態で、解約となった重複サービスの名称が残ることがあります。

(登録事項等の変更の取扱い)

第12条 重複サービスのユーザー登録者から、一重複サービスの規約等の規定により登録事項又は届出事項(以下「登録事項等」といいます。)の変更の届出があった場合は、他の重複サービスの規約等の規定により他の重複サービスの登録事項等についても変更の届出があったものとみなします。なお、この場合にあつては、申し出があったサービスに関係なく、重複サービスのうちいずれかの規約等の規定による変更完了の通知をもって、重複サービス全ての変更完了の通知があったものとみなします。

(特約の変更)

第13条 この特約は、予告なく変更することがあります。

- 2 前項の変更があつた場合、当社(重複サービスを当社と協力し、又は共同して提供する者を含みます。以下同じ。)は、変更の内容を当社のホームページに掲示する等の方法により周知します。
- 3 第1項の規定によるこの特約の変更の日以降は、変更後の規定が適用されるものとし、変更後の規定の適用により重複サービスのユーザー登録者(登録申込者を含みます。)又は第三者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負いません。

附 則

この特約は、平成27年12月1日から適用します。